

参加予定業者 各位

質 問 回 答 書

沖縄県土木建築部建築指導課長
(公印省略)

下記業務に対する質問について、次のとおり回答します。

業務名：令和 8 年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託
簡易公募型プロポーザル方式（簡易公募型・単体または共同企業体発注）

No.	質 問	回 答
1	類似実績について 公示文 P.3 について、「災害情報管理システム構築業務など、構築業務に限る」とございます。システム構築業務であれば、GIS を利用していなくても実績として認められますでしょうか。 また、システム開発業務は、実績として認められますでしょうか。	1 GIS（地理情報システム）を利用していないシステムの業務は実績として認められません。 システム開発業務については、システムの設計・開発から導入に至る「構築」を行っている業務であれば実績として認められます（運用保守のみの業務や、調査・要件定義のみの業務を除きます）。
2	データ入力について 仕様書（案）P.2 では電子申請サービスからの CSV ファイル取込、P.51 では申請者が示す経度緯度に基づくポイント表示が想定されています。沖縄県電子申請サービスから出力される CSV ファイルには、申請者が示す経度緯度情報が含まれる前提と理解してよろしいでしょうか。含まれない場合、P.51 に記載のとおり、県から提供される図面等の資料をもとに、受託者が経度緯度情報を取得・登録する想定でしょうか。	2 各種許可申請書等様式には土地所在地の経度・緯度を記載する欄があり電子申請サービスから出力される CSV ファイルには、申請者が示す経度緯度の情報が含まれる前提です。 ただし、電子申請サービスを利用しない紙申請については申請書類に記載された経度緯度情報を受託者がシステムに登録する必要があります。

3	保守運用項目について 仕様書（案）P.3 では、「令和 9 年度以降のシステム運用保守費用について、クラウドサーバー費用等の経費をすべて含み年間 500 万円以下（税込）の範囲で適切に運用できるシステム内容とすること」、また「令和 9 年度以降の保守点検費は別途発注予定」と記載されています。この「年間 500 万円以下（税込）のシステム運用保守費用」として想定されている保守項目（クラウド利用料、セキュリティ更新、障害対応、問い合わせ対応、軽微改修等）について、現時点の想定をご教示ください。 また、別途発注予定とされる保守点検費は、上記のシステム運用保守費用と同一の費用を指すものか、又は別の費用項目を指すものか、ご教示ください。	3 「年間 500 万円以下（税込）のシステム運用保守費用」は、当該システムの運用段階に係るすべての費用を含みます。主な項目としては、質問にあるクラウドサーバー等のインフラ利用料（データセンター利用料、データ従量料等を含む）、セキュリティ更新、障害復旧対応、問い合わせ対応のほか、定期点検、バックアップ、運用開始後の年 1 回の操作研修などを想定しています。（※障害復旧対応等の範囲に該当する軽微改修は含みますが、大規模な機能追加や改修費用は除きます。） また、仕様書 P.3 に記載している令和 9 年度以降に別途発注予定の「保守点検費」とは、上記の「年間 500 万円以下（税込）のシステム運用保守費用」と同一の費用を指しています。 「保守点検費」＝「運用保守費用」であり表現の不整合について訂正し、「運用保守費用」に統一します。
4	住民向けの一部機能の Internet での運用について 仕様書（案）P8 では、Internet 上での運用を想定しているとあります。システムが稼働する環境は、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)に登録されているクラウドサービスであれば利用可能と考えてよろしいでしょうか。	4 よいです。 ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)に登録されているクラウドサービスの利用について問題ありません。 クラウドサービスの利用にあたっては、仕様書（案）等に記載している本県のネットワーク構成や、各種セキュリティ要件に合致する内容としてください。
5	登録件数について仕様書（案）P.14 に新規登録データとして 2,500 件程度とあります。これは、年間登録件数ではなく、本システムで今後、登録する総数の想定と理解してよろしいでしょうか。	5 よいです。 2,500 件は本システムで今後、登録予定の総数として記載しています。 初年度登録予定件数の想定は仕様書（案）P51 をご確認ください。

6	操作研修について 仕様書（案）P.37 では、「一般職員、システム管理者向けのマニュアルを作成し、研修を実施すること、また研修対象は沖縄県建築指導課、土木事務所、関連自治体職員 50 名程度とし、沖縄県庁及び各土木事務所（北部・中部・南部）で 1 回ずつ開催すること」と記載されています。操作研修は沖縄県庁でシステム管理者向けに 1 回、各土木事務所（北部・中部・南部）で一般職員向けに各 1 回、合計 4 回実施する想定と理解してよろしいでしょうか。異なる場合、研修回数、開催場所、対象者区分について現時点の想定をご教示ください。	6 よいです。 沖縄県庁でシステム管理者向けに 1 回、各土木事務所（北部・中部・南部）で各 1 回の合計 4 回実施する想定です。 開催場所の会議室は県庁、北部庁舎、中部庁舎、南部庁舎にて発注者で準備します。各会場 10～15 名の参加を想定しており、参加者は県建築指導課職員、県土木事務所職員、関係市町村職員でシステムを利用する予定の盛土規制法手続き担当職員を想定しています。
7	担当者の実績について ① 担当者の実績について、前職において担当した業務の実績も対象として認められるか、ご教示ください。 ② 別記様式－4 の 2 には、「業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること」とあります。TECRIS 登録情報により、当該担当者が当該業務を担当したことを確認できる場合は、業務計画書又は業務報告書等の写しの添付を省略できると理解してよろしいでしょうか。	7 よいです。 ① 担当者の実績は、前職（過去に勤めていた職場）で担当した業務の実績も対象として認められます。 ② TECRIS に登録された業務で、登録情報により、業務内容および当該担当者が当該業務を担当したことを確認できる場合は、業務計画書又は業務報告書等の写しの添付は省略可能です。 「別記様式-4 の 2」記入要領 5 「別記様式-5」記入要領(3) 共通です。
8	電子申請サービス出力 CSV の項目定義の提供について 電子申請連携について、仕様書（案）P.1 では電子申請サービスに登録した情報を CSV ファイルの手動インポートで取り込む旨、別紙 1 では当該 CSV データより各種申請書を PDF 形式等	8 よいです。 電子申請サービス出力 CSV の項目定義書やサンプル CSV を必要に応じて県から受注者に提供することが可能です。

	で出力する旨、P.20 表-10 では申請内容を「各様式に従う」とされています。インポート対象となる電子申請サービス出力 CSV については、項目定義書またはサンプル CSV を県よりご提供いただける想定でよろしいでしょうか。	
9	Internet 系と LGWAN 系のデータ連携方式について Internet 系と LGWAN 系のデータ連携方式について、仕様書（案）P.1 及び P.8「4.1 システム全体図」では、一般住民向けの一部機能を Internet 上で運用し LGWAN-ASP 提供システムとデータ連携する仕組みを構築する旨が記載されています。「沖縄県情報セキュリティポリシー」等を踏まえ、LGWAN 系・Internet 系間で許容される連携方式（例：境界でのファイル中継、一方方向データ転送、API・リアルタイム連携の可否）について、現時点で想定される前提・制約があればご教示ください。特段の指定がなければ受注者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	9 Internet 系と LGWAN 系のデータ連携方式について現時点で想定している前提・制約は仕様書（案）に記載している内容のとおりです。 仕様書（案）P38 の「6.16 技術提案の履行」に記載しているように、受注者の提案内容を確認した上で、業務計画等に反映する予定としています。
10	対面打合せの開催場所及び Web 会議の併用について 仕様書（案）P.37「6.12 打合せ」では、対面の打合せを業務着手時・中間 3 回・成果品納入時の計 5 回と定めていますが、開催場所及び Web 会議併用の可否は明記されておりません。当該対面打合せ 5 回の開催場所は沖縄県建築指導課を基本とし、Web 会議を併用できるものと理解してよろしいでしょうか。	10 よいです。 打合せ 5 回の開催場所は沖縄県建築指導課での対面を基本としますが、Web 会議の併用も可能です。

11	本件公告資料の P5「受注者の特定に関する事項」「(1) 評価の方法」の A で「評価値＝技術評価点」とあります。本プロポーザルでは先に参加表明書類で選定するための評価を 100 点満点で評価されることになっていますが、この際の評価点は技術評価点には引き継がれないという理解で良いのでしょうか。	11 よいです。 評価点は引き継がれません。 参加表明書類での選定段階を 100 点満点、技術提案書類での特定段階を 100 点満点で、それぞれで評価します。
12	本件様式集、別紙様式-4 の 1、4 の 2、4 の 5 について、「参加表明書の提出時点では予定担当技術者の記載を省略してもよい。」とあります。業者選定時は予定管理技術者の資格と実績のみを評価するとの認識で良いのでしょうか。	12 よいです。 参加表明書類での選定段階では管理技術者のみを評価対象とし、技術提案書類での特定段階では管理技術者と担当技術者（それぞれ 1 名まで）を評価の対象としています。
13	本件の公告資料内に参考見積書の提出に係る指示はございませんが、これは公告資料 P1「1 業務概要」「(5)」に記載の契約限度額内で提案を求めため、改めて見積は提出不要という理解で良いのでしょうか。	13 技術提案書の提出の際に参考見積書を提出していただく予定です。 公告資料にて参考見積書の提出に関する記載が抜けていました。 技術提案書の提出を依頼する際に参考見積書の提出を合わせて依頼予定です。（業務コストの妥当性を確認するため）
14	本件参加説明書の「(2) 選定するための基準」「業務執行技術力」及び別紙様式-5 には、「～令和 7 年度までに完了した同種及び類似業務の実績」を 5 件まで申請することとなっていますが、類似業務のみ 5 件の申請をした場合も 5 件で評価されますか？または 5 件の中に同種と類似を 1 件以上含めて合計 5 件を申請しないと 5 件評価にならない等基準があればご教示ください。	14 参加説明書に記載のとおり類似業務のみ 5 件の場合も 5 件として評価されます。 なお、沖縄県内発注の業務実績が 1 件もない場合は評価が 1 段階下がります。 例) 沖縄県外業務実績 5 件 →4 件として評価

15	本件公告資料の「(2) 選定するための基準」評価表の「配置予定技術者の経験及び能力」に「別記様式-4」と記載がありますが、「別記様式-4 の 1」と読み替えて良いでしょうか。	15 よいです。 「別記様式-4」→「別記様式-4 の 1」に訂正します。
16	本件公告資料の P7「(イ)」特定テーマに「、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成した CG、詳細図面等を用いることは認めない。」とあるが、以下の図表やイラストは可という判断で良いでしょうか。 ・提案事項の概念的な図表やイラスト ・処理フロー図、業務フロー図 ・既存 GIS の表示イメージ ・既存 GIS による画面遷移イメージ(ラフスケッチ) ・システム構成や機能構成の概念図 ・既往成果や既存データ、公開資料を引用した図表	16 質問にあるような概念図やイラスト、フロー図、表示イメージ、画面イメージ等で「本件のために新たに作成した詳細な図面等に該当しないもの」であれば表示が可能です。 なお、公告文 P7 に記載の「本件のために作成した CG」とは、建築などで利用する 3 次元モデルの「CG パース」を指しており、一般的な CG（コンピュータグラフィック）は含まれません。 「CG」→「CG パース」に訂正します。
17	本件本件仕様書（案）の P12「表-3 利用者一覧」に利用者数 50 名記載の内訳を教えてください。 ・県関係部局：●名 ・県内市町村：●名 等。 また、41 市町村ですので、各市町村は 1 名（1 ライセンス）という認識で良いでしょうか。	17 よいです。 想定している内訳は以下のとおりです。 県内市町村 41×1 名 =41 名 県関係機関 9×1 名 =9 名 計 50 名
18	本件仕様書（案）P36 の 6.3 に貸与資料（P36 の 6.3）に「管理自治体が保有している地図」とありますが具体例の記載がありませんので、想定している地図あればお示しください。	18 貸与資料については、「6.3 貸与資料」に記載の各規制区域図等を予定しています。